

2025 年 5 月 19 日現在

書籍をご購入いただいたみなさまへ

大原出版株式会社

【改正表】

2025 年 税理士受験対策シリーズ 法人税法 理論サブノート

平素よりご愛顧いただき誠にありがとうございます。
法改正の影響により、本書の記載内容に改訂が生じております。
ご購入いただいたみなさまには大変ご迷惑をおかけいたしますが、下記該当書籍及び改訂内容をご確認のうえ、ご使用いただきますようお願い申し上げます。

該当書籍

2025 年 税理士受験対策シリーズ
法人税法 理論サブノート（2024 年 8 月 22 日 第 24 版発行）
ISBN 978-4-86783-123-6

改訂内容

改訂頁・行	改訂箇所
P. 13 15、18、22、25 28行目	各「15%」の税率の右側に「(注)」を追加してください。 (例：15行目) (Ⅱ) 所得の金額のうち年800万円以下・・・15% (注)
P. 13 29行目	(4)②の下に、次の内容を追加してください。
(注) 所得の金額が年10億円を超える場合は17%	
P. 26～27	問題3-1を削除してください。
P. 67	5 資産ブロックとして問題5-15及び5-16（別紙）を追加してください。
P. 98 9行目	③の下に、次の内容を追加してください。
(注) 買換資産は、譲渡資産の譲渡の日を含む 3 月期間（事業年度開始の日以後 3 月ごとに区分した各期間をいう。）の末日の翌日から 2 月以内に一定の届出を行ったものに限る。	
P. 124 6行目	翌日から <u>2月</u> を経過する日を含む～ ↓ 4月
P. 124 20行目	～各事業年度終了の日の翌日から <u>2月</u> を経 ↓ 4月

P. 129 21行目	〔5〕として、次の内容を追加してください。
〔5〕賃貸借取引に係る費用（法 53）★ 内国法人が賃貸借取引（賃貸借で〔3〕のリース取引以外のもの）によりその賃貸借取引の目的となる資産の賃借を行った場合において、その賃貸借取引に係る契約をした事業年度以後の各事業年度においてその契約に基づきその内国法人が支払うこととされている金額（その資産の賃借のために要する費用の額又はその資産を事業の用に供するために直接要する費用の額を含むものとし、次に掲げる額を除く。）があるときは、その支払うこととされている金額のうちその各事業年度において債務の確定した部分の金額は、その各事業年度の損金の額に算入する。 (1) 損金の額に算入すべき原価の額 (2) 固定資産の取得に要した金額とされるべき費用の額及び繰延資産となる費用の額	
P. 205 8 行目	② 所得のうち軽減対象所得金額以下…15% ↓ 19%
問題 5-15	別紙 問題 5-15（追加版）をご使用ください。
問題 5-16	別紙 問題 5-16（追加版）をご使用ください。

資産

問題

5-15

短期売買商品等の譲渡損益及び算出方法

〔1〕 譲渡損益 （法61①）★★

内国法人が短期売買商品等を譲渡した場合には、その譲渡利益額（(1)-(2)）又は譲渡損失額（(2)-(1)）は、その譲渡契約日等の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。

- (1) 譲渡により通常得べき対価の額
(2) 譲渡原価の額（一単位当たりの帳簿価額×譲渡した短期売買商品等の数量）

〔2〕 一単位当たりの帳簿価額の算出方法 （令118の6①）★

短期売買商品等の譲渡原価の額を計算する場合における一単位当たりの帳簿価額の算出方法は、移動平均法又は総平均法とする。

〔3〕 算出方法の選定 （令118の6④⑤）★

(1) 選定単位

その種類等ごとに、かつ、暗号資産については一定の区分ごとに選定しなければならない。

(2) 届 出

短期売買商品等を取得した場合には、取得日等の属する事業年度に係る確定申告書の提出期限までに、そのよるべき算出方法を書面により納税地の所轄税務署長に届出なければならない。

〔4〕 算出方法の変更 （令118の6⑦）

(1) 申 請 ★

一単位当たりの帳簿価額の算出方法を変更しようとするときは、その新たな算出方法を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに、変更のための申請書を納税地の所轄税務署長に提出し、その承認を受けなければならない。

(2) 承認又は却下

税務署長は、その申請につき承認又は却下の処分をするときは、その法人に対し、書面によりその旨を通知する。

(3) 自動承認

その事業年度終了の日までにその申請につき承認又は却下の処分がなかったときは、その承認がされたものとみなす。

〔5〕 法定算出方法 （法61①、令118の6⑧）★

一単位当たりの帳簿価額の算出方法を選定しなかった場合又は選定した算出方法により算出しなかった場合には、移動平均法とする。

問題

法人税法における短期売買商品等の譲渡損益及び算出方法について、次の(1)と(2)を答えなさい。

- (1) 内国法人が短期売買商品等を譲渡した場合の譲渡損益の取扱い及び当該譲渡に係る原価の算出方法について
(2) 内国法人が譲渡原価の算出方法を選定しなかった場合、あるいは選定した算出方法によらなかった場合の算出方法について

解答

- (1) 5-15 [1]、[2]、[3]
(2) 5-15 [5]

資産

問題

5-16

短期売買商品等の期末評価、短期売買商品等の意義及び取得価額

〔1〕 期末評価額 （法61②）★★

内国法人が事業年度終了の時ににおいて有する短期売買商品等の期末評価額は、次の区分に応じ、それぞれに定める方法により評価した金額とする。

- (1) 短期売買商品等（暗号資産は市場暗号資産に限り、一定の暗号資産を除く。）

時価法

- (2) 市場暗号資産に該当する特定譲渡制限付暗号資産（自己発行暗号資産を除く。）

時価法、原価法

- (3) 上記以外の短期売買商品等

原価法

（注1） 時価法

期末保有短期売買商品等を種類等の異なるごとに区別し、種類等の同じものについて、期末時における価額をもってその短期売買商品等の期末評価額とする方法をいう。

（注2） 原価法

期末保有短期売買商品等について、期末帳簿価額をもってその短期売買商品等の期末評価額とする方法をいう。

〔2〕 評価損益 （法61③、令118の10①）★★

- (1) 発生事業年度

内国法人が事業年度終了の時ににおいて短期売買商品等（時価法により評価するものに限る。）を有する場合には、その短期売買商品等に係る評価益（①－②）又は評価損（②－①）は、資産の評価益の益金不算入又は評価損の損金不算入の規定にかかわらず、その事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。

① 時価評価金額

② 期末帳簿価額

- (2) 翌事業年度

内国法人が①の規定により益金の額又は損金の額に算入した金額に相当する金額は、その事業年度の翌事業年度の損金の額又は益金の額に算入する。

〔3〕 短期売買商品等の意義 （法61①、令118の4）★

短期的な価格の変動を利用して利益を得る目的で取得した資産として次のもの（有価証券を除く。）及び暗号資産をいう。

- (1) 専担者が短期売買目的でその取得の取引を行ったもの
- (2) その取得日において短期売買目的で取得した旨を帳簿書類に記載したもの
- (3) その他一定のもの

〔4〕 取得価額 （令118の5①）★

短期売買商品等の取得価額は、次のそれぞれの金額とする。

- (1) 購入した場合（デリバティブ取引によるもの等を除く。）

購入代価（購入費用の額を加算した金額）

- (2) 自己発行により取得した場合（暗号資産に限る。）

発行費用の額

- (3) 上記以外で取得した場合（適格分社型分割等により取得したものを除く。）

取得時における取得のために通常要する価額

※ 参考 用語の意義（法 61②）

(1) 市場暗号資産

活発な市場が存在する暗号資産として一定のものをいう。

(2) 特定譲渡制限付暗号資産

譲渡についての制限等の条件が付されている暗号資産であって、その条件が付されていることにつき適切に公表されるための手続が行われているものとして一定のものをいう。

(3) 特定自己発行暗号資産

自己発行暗号資産（その内国法人が発行し、かつ、その発行時から継続して有する暗号資産）であって、その時から継続して譲渡についての制限等の条件が付されているものとして一定のものをいう。

※ 参考 短期売買商品等の期末評価方法

短期売買商品等				期末評価方法		備考
				原価法	時価法	
短期売買商品（例：金、銀、白金その他一定の資産）				×	○	〔1〕〔1〕
暗号 資産	市場あり	譲渡制限なし		×	○	
		譲渡制限	特定譲渡制限付暗号資産	○	○	〔1〕〔2〕
		あり	特定自己発行暗号資産	○	×	〔1〕〔3〕
	市場なし			○	×	

問題

法人税法における短期売買商品等の取扱いについて、次の〔1〕と〔2〕を答えなさい。

〔1〕 短期売買商品等の意義について

〔2〕 内国法人が保有する市場暗号資産の期末時における取扱いについて

解答

〔1〕 5－16 〔3〕

〔2〕 5－16 〔1〕、〔2〕〔1〕